

アフリカ投資促進支援 技術協カスキームとは

近年サブサハラアフリカ諸国は好調な経済成長を記録しており市場としてのポテンシャルが高く見込まれる地域です。

欧米を中心とした先進国のみならず新興国もアフリカでのビジネス展開を着実に展開している現在日本においても官民が連携してアフリカへの進出を図る工夫が求められています。

こうしたなか、日本企業のサブサハラアフリカにおけるビジネス展開を国際協力機構(JICA)の技術協カを通じて支援するとともに現地の人々の生活向上や地域の開発を図るのが「アフリカ投資促進支援 技術協カスキーム」です。

対象となる企業と事業

サブサハラアフリカは水、衛生環境、栄養、電化など様々な分野で問題を抱えています。

このようなサブサハラアフリカが直面する問題に対処可能で現地の社会経済の発展に寄与する企業を対象とします。

JICAの支援内容:

ビジネス展開のための事前調整、現地視察への同行、試験事業での費用(渡航費等)を提供いたします。

また、企業活動が現地社会の向上につながるものとなるようサポートいたします。

お問い合わせ先

国際協力機構(JICA)アフリカ部
担当者: 林 憲二、塩谷 索
E Mail: Hayashi.Kenji@jica.go.jp
または Shiotani.Saku@jica.go.jp
電話番号: 03-5226-8295
FAX 番号: 03-5226-6363



独立行政法人 国際協力機構

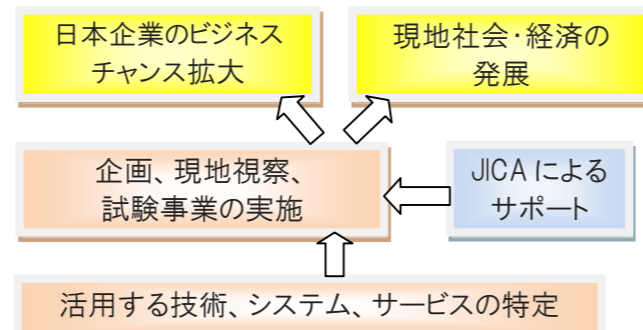


アフリカ投資促進支援
技術協カスキーム



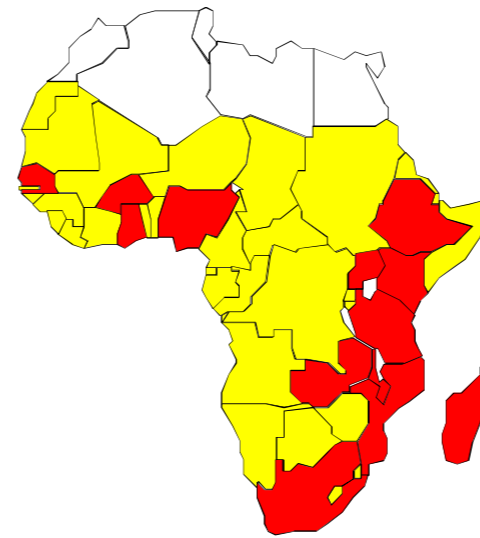
JICAによるサポート

1. 経費負担
 - ・日当・宿泊費
 - ・国内交通費、現地交通費
 - ・海外渡航費
 - ・現地派遣中の所属先補填
 - ・旅行傷害保険料、予防接種費用
 - ・自社製品や機材等の輸送費
2. 対象国における社会経済・ビジネス基本情報の提供
3. 採択直後より、企画作成のサポート、現地視察日程のアレンジ・同行、試験事業開始後の現地でのサポート



対象候補国

基本的にはサブサハラアフリカ(黄色)のうち、JICA 事務所が設置されている国(赤色)を対象候補とします。具体的には企業の皆様のご希望を踏まえ、ご相談の上、決定します。



本スキームの活用分野例

1. 農業・農村開発
 - ・害虫駆除技術を用いた農業生産性向上
 - ・土壌回復効果を持つ技術の導入を通じた農業生産性向上および劣化土壌回復
2. 水産
 - ・漁獲物保存技術を活用した水産物の高付加価値化
3. 水供給
 - ・浄水装置を用いた安全な水の提供
4. 保健・衛生・医療
 - ・乳幼児の衛生状態を改善する製品導入による子どもの衛生環境改善
 - ・安全性の高い殺虫剤の普及によるマラリア等の感染率低減
5. 環境保全
 - ・ごみ処理装置導入による廃棄物問題の解決
 - ・リサイクル技術導入による廃棄物問題、資源問題の解決
6. エネルギー
 - ・小型風力発電、太陽光発電など再生可能エネルギーを用いた村落電化

サブサハラアフリカにおける現地社会・経済の発展と日本企業にとってのビジネスチャンス拡大を同時に追求

事業の流れ

1. 【1ヶ月目】 公募により日本企業のもつ技術・システム・サービス等を募集
 - 自社技術・システム・サービス等を簡単に紹介できるパンフレットや現時点での事業イメージ(あれば)を提出
2. 【1ヶ月目～2ヶ月目】 JICA による審査
3. 【3ヶ月目】 審査通過後、応募企業と JICA とで内容に関する打ち合わせ
4. 【3ヶ月目～6ヶ月目】 必要に応じて現地視察。
 - JICA は視察日程アレンジ、同行等を通じてサポート
5. 【7ヶ月目】 技術提案書の提出
6. 【8ヶ月目】 対象国の決定
 - ※ 先行して JICA が行う現地調査の結果を踏まえ、企業の皆様にご相談の上、決定いたします。
7. 【9ヶ月目～】 JICA が現地政府に派遣する投資促進アドバイザーの協力を得ながら、開発コンサルタントと協働して試験事業を実施
 - 自社技術・システム・サービス等の現地普及



写真提供：今村健志朗



ご提案いただく企業の皆様へのお願い

本スキームは、日本企業のサブサハラアフリカへの進出とサブサハラアフリカの国々の雇用増加や生活水準の向上を目的としています。サブサハラアフリカの発展に貢献するようなビジネスの展開をご検討いただける法人を適用対象とさせていただきます。

実施にあたっては、人員派遣にかかる費用負担など弊機構より幅広い支援を行います。企業の皆様には試験事業段階での必要な自社製品・機材の調達をお願いいたします。製品・機材の輸送費は JICA で負担可能です。調査スケジュールはご相談の上、柔軟な対応をさせていただきます。

応募資格

日本国内で登記を行っている企業で、全省庁統一資格結果通知書を有していれば応募が可能です。全省庁統一資格を有していない場合でも、登記簿謄本、納税証明書、財務諸表の確認による資格審査を JICA にて実施いたします。

法人の種類、業種、企業規模は問いません。

